

ENRP21-01

ASNITE公表用文書

ASNITE試験事業者(環境)
認定の一般要求事項(案)
(第1版)

平成 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 引用規格、規程等	3
4. 用語、定義	4
5. 認定の要求事項	5
5. 1 認定基準	5
5. 2 マルチサイト事業者の認定	5
5. 3 測定トレーサビリティ	5
5. 4 測定の不確かさの表現	5
5. 5 技能試験	5
5. 6 試験報告書	5
5. 7 現地試験又はレンタルラボでの試験	6
6. ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用 (ILAC R7:05/2015)	6
6. 1 基本方針	6
6. 2 様式	7
6. 3 認定の引用について	7
6. 4 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用しない認定の引用について	8
6. 5 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用停止及び禁止	8
6. 6 第三者によるILAC MRA組み合わせ認定シンボルの不正使用	9
6. 7 第三者からの苦情	9
6. 8 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの不正使用に対する是正処置等	9
7. 審査及び認定周期	9
8. 認定試験事業者の遵守事項	11
9. 認定の一時停止又は取消し	12
附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項	13
附属書2 仕様への適合性の評価に関する指針	14
附属書3 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合の特定要求事項	17
附属書4 認定番号及び付加情報	21

ASNITE試験事業者(環境)認定の一般要求事項

1. 目的

製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）は独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「IAJapan」という。）が運営するプログラムである。

このASNITE試験事業者(環境)認定の一般要求事項（ENRP21）（以下「一般要求事項（ENRP21）」という。）は試験事業者のうち環境及び/又は化学製品の試験を行う事業者がASNITEの認定を取得又は維持するために必要な要求事項を定めることを目的とする。

ただし、ASNITEの認定対象である試験事業者（一般）、校正事業者、製品認証機関、標準物質生産者、コモンクライテリア評価又は暗号モジュール試験等を行う試験事業者の一般要求事項は別に定める。

2. 適用範囲

この一般要求事項（ENRP21）は、ASNITE認定を取得しようとする又は維持を希望する事業者は以下の試験事業者に適用する。

「ASNITE試験事業者(環境)に係る認定区分一覧」(ENRP33)に定める試験区分において、試験事業を行う試験事業者

この一般要求事項（ENRP21）は認定を希望する又は認定された事業者が満たさなければならない要件のうち、事業所別の特有の要件を除いた共通する要求をまとめたものである。

この一般要求事項（ENRP21）は試験事業者の認定に関する国際基準に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3. 引用規格、規程等

本要求事項では、次に掲げる規格、規程等を引用する。

- (1) ISO/IEC 17000:2004(JIS Q17000:2005) : Conformity assessment – Vocabulary and general principles (適合性評価－用語及び一般原則)
- (2) ISO/IEC 17011:2017 : Conformity assessment – General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- (3) ISO/IEC 17025:2017 : General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)
- (4) ISO/IEC Guide 98-3:2008 (TS Z0033:2012) : Uncertainty of measurement – Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995) (計測における不確かさの表現に関するガイド) (以下「GUM」という。)
- (5) ISO/IEC Guide 99:2007 (TS Z0032:2012) : International vocabulary of metrology – Basic and general concepts and associated terms (VIM) (国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語 (VIM)) (以下「VIM3」という。)
- (6) Eurachem/CITAC Guide CG4:2000: Quantifying Uncertainty in Analytical Measurement
- (7) JIS Z 8404-1:2006 : 測定の不確かさ－第1部：測定の不確かさの評価における併行精度、再現精度及び真度の推定値の利用の指針
- (8) JIS Z 8404-2:2002 : 測定の不確かさ－第2部：測定の不確かさの評価における繰り返し測定及び枝分かれ実験の利用の指針

- (9) 認定スキーム文書 (ASNITE試験事業者(環境)認定) (ENIF01)
- (10) ASNITE試験事業者(環境)認定の取得と維持のための手引き (ENRP22)
- (11) IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針 (URP23)
- (12) IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)
- (13) ASNITE試験事業者(環境等)に関する不確かさの推定に関する指針 (ENG601)
- (14) APLAC TC 004:2010 Method of Stating Test and Calibration Results and Compliance with Specifications(試験結果及び校正結果並びに仕様に対する適合性の表明方法)
- (15) ILAC-R7:2015:Rules for the Use of the ILAC MRA Mark (ILAC MRAマーク使用ルール)
- (16) IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7
- (17) APLAC MR001:2014/09 Procedures for Establishing and Maintaining the APLAC Mutual Recognition Agreement Amongst Accreditation Bodies

なお、国際規格について括弧書きでJISを併記する場合はそのJISは国際規格の翻訳規格であることを示す。

4. 用語、定義

この一般要求事項 (ENRP21) の用語、定義は、ISO/IEC 17000:2004及びVIM 3によるほか次による。

認定要求事項：認定スキーム文書 (ASNITE試験事業者(環境)認定) (ENIF01)に定める認定要求事項

申請試験事業者：認定申請をする試験事業者又は申請を行った試験事業者

認定試験事業者：認定要求事項に基づきIAJapanが認定した試験事業者

認定機関ロゴ：IAJapanが認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用がIAJapanに限られるロゴ。IAJapanが発行する認定証等に認定機関のロゴとして表記する。IAJapan以外の者は認定機関ロゴを使用することはできない。(下図1参照)

備考：IAJapan認定機関ロゴは国内商標登録及び国際商標登録されている。
(商標登録番号：登録第5745621号、国際登録番号：1264278)



図1 IAJapan認定機関ロゴ

ILAC MRA組み合わせ認定シンボル：ILAC MRAマーク及び認定シンボル(認定機関ロゴに、認定番号及び付加情報を加えたもの。)との組み合わせで認定試験事業者が発行する試験報告書等に使用することができる、IAJapanによって交付されるシンボル。認定試験事業者はILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用することができる。(下図2参照)

備考：ILAC MRAマークはILACにより国際商標登録されている。(国際登録番号：840857)

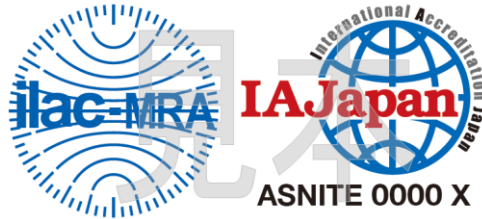


図2 ILAC MRA組み合わせ認定シンボル

レンタルラボ：一時使用契約、賃貸契約等に基づき一時的に利用する試験施設

5. 認定の要求事項

5. 1 認定基準

「ISO/IEC 17025:2017試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」及び5. 2～5. 7で定める要求事項

5. 2 マルチサイト事業者の認定

附属書1に示す「マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項」に適合しなければならない。

5. 3 測定のトレーサビリティ (ISO/IEC 17025:2017 6.5項)

IAJapanが別に定める「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針 (URP23)」に従い、参照標準及びその他の測定標準を含む試験結果の計量計測トレーサビリティを確保しなければならない。

5. 4 測定の不確かさの表現 (ISO/IEC 17025:2017 7.6項)

測定の不確かさは、GUM、Eurachem/CITAC Guide CG4、JIS Z 8404-1、JIS Z 8404-2等から適切な文献を参照して適切な評価方法を決定し、算出すること。

なお、試験報告書に不確かさを表記する場合には、5.7.3 (6)項に従うこと。
備考：IAJapanでは、各分野の不確かさの推定に関する指針を公開している。

5. 5 結果の有効性の保証 (ISO/IEC 17025:2017 7.7項)

IAJapanが別に定める「IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)」に従うこと。

5. 6 試験報告書 (ISO/IEC 17025:2017 7.8項)

認定範囲の試験結果を含む試験報告書には、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付けることができる。

5. 6. 1 様式

ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用する場合の試験報告書は様式 (英文による試験報告書の発行を希望する場合は、英文による様式を含む) を定め、申請時にIAJapanに提出し、認定後の事業においては提出したものをを使用すること。

5. 6. 2 記載事項

記載事項は、ISO/IEC 17025:2017の7.8項の規定に従うほか、該当する場合、次の規定に従うこと。

- (1) 適合性の表明を行う場合には、附属書2（仕様への適合性の評価に関する指針）に従うこと。
- (2) 試験の年月日については、測定に要したすべての実施年月日（期間であってもよい）又は実施期間のうち最終日を記載すること。
- (3) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付して発行する試験報告書には、発行責任者の書面による承諾がない限り、この試験報告書の一部分のみを複製して用いてはならない旨について記載すること。
- (4) 試験報告書には、ISO/IEC 17025:2017に適合し、認定されている旨の表記を行うことができる。
- (5) ASNITE認定の認定機関であるIAJapanがAPLAC及びILACの相互承認に加盟している旨の表記を行うことができる。
- (6) 試験報告書に不確かさを表記する場合は、拡張不確かさで表記すること。その際、拡張不確かさを算出した際の包含係数（ k ）を併記すること。

5. 6. 3 認定範囲外の結果を含む試験報告書

試験報告書の試験結果には、認定範囲外の試験結果を含めることができるが、以下の条件のすべてを満足すること。

- (1) 認定範囲外の試験結果を含んでいる旨を、試験報告書の1頁目及び認定範囲外の試験結果を含んでいるすべての頁に記載すること。一通の試験報告書において、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付けた頁とILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付けない頁が混在する場合には、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付けた頁に認定範囲外の試験結果を含めてはならない。
- (2) 試験報告書のすべての試験結果について、認定範囲内又は認定範囲外の識別が試験報告書上で明確にできること。

なお、認定範囲内の試験結果を含まない場合は、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書は発行できない。

備考：「認定範囲外の試験結果」とは、認定された試験の範囲外の試験結果であってもよいし、試験の過程で得られた試験結果であっても、該当する試験の結果に直接影響しない試験結果であってもよい。

5. 7 現地試験又はレンタルラボでの試験

附属書3に示す「現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合の特定要求事項」に適合しなければならない。

6. ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用（ILAC R7:05/2015）

6. 1 基本方針

- (1) 認定試験事業者は、認定された範囲について、図2のILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用及び認定要求事項に適合している旨の記載ができる。
- (2) 申請試験事業者及び認定試験事業者は、試験報告書へのILAC MRA組み合わせ認定シンボルの付記及び認定の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体におけるILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用及び認定の引用方法について管理方針を持たなければならない。
- (3) 認定試験事業者は、認定後にIAJapanから提供されるILAC MRA組み合わせ認定シンボルの清刷（IAJapanが保有する画像データの原本の複製）を適切に管理し、清刷を

元に認定試験事業者が使用するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを複製（IAJapanが提供した一体の状態を維持すること、全体サイズの変更は可能、比率の変更は不可）、管理しなければならない。他の文書等にあるILAC MRA組み合わせ認定シンボルのコピーを使用してはならない。

- (4) 認定試験事業者は、印刷物の作成等のため業者等にIAJapanが提供した清刷の複製を提供した場合、提供を受けた業者等が、認定試験事業者と同様に清刷を適切に管理することを確実にしなければならない。
- (5) 認定試験事業者は、自身の顧客に対して、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを顧客の製品、広告物等に使用しないことを徹底しなければならない。
- (6) 申請試験事業者及び認定試験事業者は、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用に当たっては、認定申請時に「ASNITE試験事業者(環境)認定の取得と維持のための手引き(ENRP22)」(以下、「手引き(ENRP22)」という。)に規定する様式1-3「認定の一般要求事項の誓約について」をIAJapanに提出しなければならない。
- (7) この要求事項に規定する場合を除き、ILAC MRA組み合わせ認定シンボル又はこれと紛らわしい標章類などを使用してはならない。

6. 2 様式

- (1) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルに付す認定番号及び付加情報等については、附属書4に規定する方法に従うこと。
- (2) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの色は、IAJapanから清刷により指定する色又はシンボル全体同一色を原則とする。
- (3) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの比率は図3のとおりとする。ILAC MRA組み合わせ認定シンボルは、デザインされた比率で使用し、ゆがめたり、圧縮・拡張・回転させて使用してはならない。また、ILAC MRAの文字、IAJapanの文字及び認定番号は読み取れる大きさ以上とし、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルが識別できないような背景で使用してはならない。

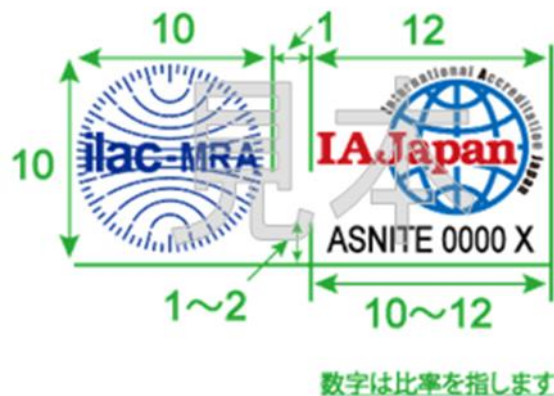


図3 認定試験事業者が試験報告書等に表示できるILAC MRA組み合わせ認定シンボル

6. 3 認定の引用について

認定試験事業者は、以下の条件のすべてを満たす場合は、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを広告物、パンフレット、その他の文書等を使用することができる。

- (1) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルは、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを説明する文章の中で用いる。
- (2) 説明する文章の文字は、肉眼で明瞭に読み取れる大きさである。

- (3) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルは、試験の対象の製品が認証されている或いは製品の品質が保証されているといった誤解を与えるような使用をしてはならない。誤解を与えるような使用とは、例えば、試験対象器物、試験対象器物の一部又はそのケースへの貼付等が該当する。
- (4) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用に当たっては、事前にIAJapanに照会し、承認を得ること。

例 以下は、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを説明する文章の例である。

【名刺を除く宣伝媒体にILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用するときの説明文の例】

当社は、ISO/IEC 17025を認定基準として用い、ISO/IEC 17011に従って認定スキームが運営されている製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）の下で認定されています。ASNITEを運営している認定機関（IAJapan）は、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認に署名しています。

当社〇〇試験所は、ASNITE認定試験事業者です。ASNITE XXXXは、当社〇〇試験所の認定番号です。

【名刺にILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用するときの説明文の例】

当社〇〇試験所は、ASNITE認定試験事業者です。ASNITE XXXXは、当社〇〇試験所の認定番号です。

なお、広告物、パンフレット、その他の文書等には次が含まれる。

- ・コミュニケーションツール（プレゼンテーションスライド、プレスリリース、公告等）
- ・認定試験事業者の文房具（宣伝用贈答品、カレンダー、書類ばさみ、ノート、名刺、謹呈用紙、FAX用紙、送り状、業務見積書等）
- ・イベントツールとディスプレイ（ポップアップバナー、スタンド、看板、ポスター等）
- ・オンラインアプリケーション（ウェブサイト、ニュースレター、電子メールの署名等）

6. 4 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用しない認定の引用について

- (1) 取引に関係する文書等においてILAC MRA組み合わせ認定シンボルなしに認定資格を引用する場合には、認定範囲（事業所、区分）を明確にすること。
- (2) ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付していない試験報告書には、認定されている旨の表記を含めることができるが、その試験報告書に認定範囲外の結果等を含む場合には、認定範囲外の記載事項が認定範囲内であるかのような誤解を与える表現をすることはできない。
- (3) 認定試験事業者は、下請負事業者が発行する試験報告書、カタログ、事務用品等に認定試験事業者（元請負）の認定資格を引用しないよう努めなければならない。

6. 5 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用停止及び禁止

認定試験事業者は、認定の資格が一時停止若しくは取り消しになった場合又は認定に係る事業を廃止した場合には、直ちに一切のILAC MRA組み合わせ認定シンボル及び認定要求事項に適合している旨の表記を停止又は中止しなければならない。

6. 6 第三者によるILAC MRA組み合わせ認定シンボルの不正使用

認定試験事業者は、第三者によってILAC MRA組み合わせ認定シンボルが不正に使用された場合は、直ちにIAJapanに連絡し、そのような第三者に対し取られるすべての処置について協力しなければならない。また、認定試験事業者が法的処置を起こすことを決めた場合は、IAJapanに書面による承認を得なければならない。

6. 7 第三者からの苦情 (ISO/IEC 17025:2017 7.9項)

認定試験事業者は、第三者からのILAC MRA組み合わせ認定シンボルに対するすべての苦情について、即座にIAJapanに報告しなければならない。また、認定試験事業者が法的処置をとるための承認は、認定試験事業者がIAJapanに書面で要求しなければならない。さらに、この通告はその後のいかなる法的処置においてもIAJapanが参加する機会を与えるものとする。

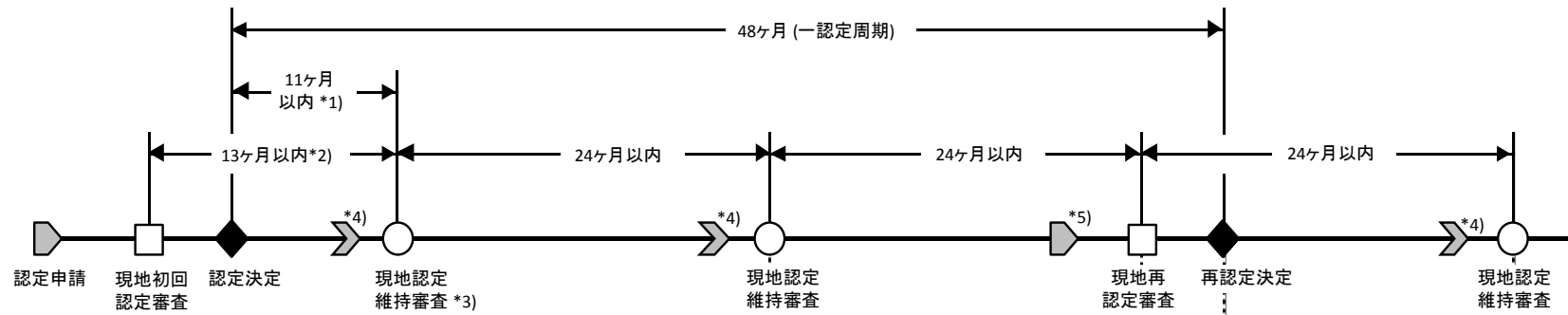
6. 8 ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの不正使用に対する是正処置等

IAJapanは、認定試験事業者によるILAC MRA組み合わせ認定シンボルの不正使用が発覚した場合、それが同事業者の故意によるものである場合は認定の取消し、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用取消し措置を講じる。また、不正使用が同事業者の過失によるものである場合には、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用を一時停止するとともに書面により是正処置を要求する。是正処置が要求された認定試験事業者は、可及的速やかにILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用を一時停止し、また、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用再開のため必要な是正報告又は是正計画を定められた期限までにIAJapanに提出しなければならない。是正報告又は是正計画が提出されない場合、IAJapanは、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用を取り消すとともに、認定の一時停止、取消しの措置に係る手続きを開始する。

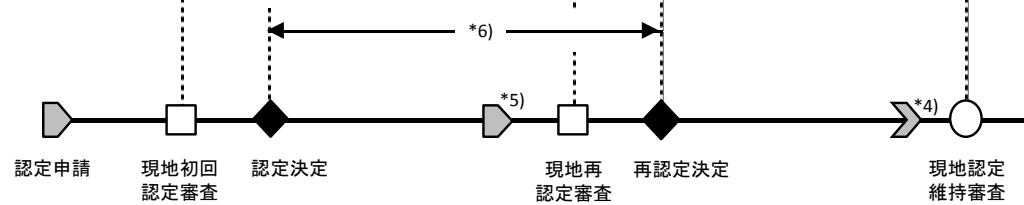
7. 審査及び認定周期

- (1) 審査の種類（初回認定審査、認定維持審査、認定再審査、区分追加審査及び臨時審査）は、各認定スキーム文書を参照のこと。
- (2) 認定周期及び現地審査時期は、各認定スキーム文書及び図4を参照のこと。
- (3) 認定試験事業者は認定維持審査を受けること。
- (4) 認定試験事業者は、認定決定日から4年ごとに再認定されなければ、その期間の経過によって認定が失効する。
- (5) 認定試験事業者の重大な不適合が発見された場合又はその恐れがある場合、その他IAJapanが必要と判断する場合は、IAJapanが実施する臨時審査を受けなければならない。臨時審査における現地審査は前もって事業者と予定を調整して行う場合と、抜き打ちで行う場合がある。
- (6) 現地審査（初回認定審査及び区分追加審査における現地審査を除く。）において、認定基準に適合していないと認められ、適切な是正が行われない場合、IAJapanはASNITE認定の一時停止又は取消しを行うことがある。

[①認定申請～再認定決定]



[②区分追加申請の場合]



- 備考 *3): *1)及び*2)のいずれかの早い日に実施する。
 *4): 認定維持審査申請 (現地認定維持審査実施期限の3か月前までに申請する。)
 *5): 再認定申請 (直近の現地認定維持審査実施日から21か月以内または認定の有効期間の満了の日の5か月前の何れか早い日までに申請する。)
 *6): 認定決定以降、認定周期は①と同じとする。

図4 認定周期及び現地審査時期

8. 認定試験事業者の遵守事項

申請事業者及び認定試験事業者は、認定を取得し、その認定資格を維持するために次に掲げる事項を遵守すること。申請事業者は、別に定める「認定の一般要求事項の誓約について」に記名・押印の上、申請時に申請書類とともにIAJapanに提出すること。

- (1) 常に公正で誠実な事業を維持すること。
- (2) 常に、ISO/IEC 17025の関係条項に適合すること。
- (3) ISO/IEC 17011の関係条項に基づきIAJapanが定めた要求事項に適合すること。
- (4) 認定機関が定めた手数料の支払いを滞りなく行うこと。
- (5) 認定されていることに言及する場合は、認定が授与された試験区分の範囲内で行う試験業務についてのみ主張すること。
- (6) 認定の地位の表明又はILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用に当たって、IAJapanの社会的な評判又は信用失墜、誤解を招くと判断される事項若しくは認定事実と異なるいかなる表明又は使用もしないこと。
- (7) 認定が一時停止され、又は、取り消された場合は、直ちに全ての認定の引用を停止すること。
- (8) 認定が取り消された場合は、速やかに認定証をIAJapanに返納すること。
- (9) 認定によって製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定を利用しないこと。
- (10) 試験報告書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されることがないように努めること。
- (11) 試験報告書へのILAC MRA組み合わせ認定シンボル及び認定の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定の引用方法は、IAJapanが定めた要求事項に従うこと。
- (12) 認定の要件への適合性をIAJapanが確認するために実施する審査及び苦情の解決を目的とする審査を受入れ、かつ、すべての試験区域への立入り、記録の閲覧、職員との接見等において、IAJapanに必要な便宜を図り協力すること。
- (13) IAJapanから認定の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、IAJapanに措置の完了を知らせること。
- (14) 事業を実施する上で重要な項目について変更があった場合には、その変更について、IAJapan所長あてに届け出ること。
- (15) 認定に用いられる規格（例えば、ISO/IEC 17025）を用いて認証行為を行わないこと。下請負事業者がISO/IEC 17025を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、下請事業者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであってISO/IEC 17011に基づく認証又は認定ではない旨を明記すること。（IAF ILAC JGA2007Sydney Resolution7）
- (16) 申請試験事業者及び認定試験事業者は、審査のために必要が生じた場合、IAJapanが審査目的で当該事業者の顧客のサイトに立ち入ること及び当該顧客の依頼に基づき当該事業者が行う評価活動又は試験活動にIAJapanが立ち会うことを認める内容であってかつ当該顧客に対し強制力のある取決めを、当該顧客との間で締結しなければならない。
- (17) 申請試験事業者及び認定試験事業者は、審査のために必要が生じた場合、IAJapanが審査目的で当該事業者が利用するレンタルラボに立ち入ること及びレンタルラボで行われる当該事業者が行う評価活動又は試験活動にIAJapanが立ち会うことを認める内容であってかつ当該レンタルラボの賃貸人に対し強制力のある取決めを、当該賃

貸人との間で締結しなければならない。

- (18) 認定機関から照会された、適合性評価機関に関わる認定関係の苦情の調査及び解決に協力すること。
- (19) 認定の一時停止、縮小又は取り消し、並びに付随する影響を、不当に遅れることなく、影響を受ける顧客に通知すること。

9. 認定の一時停止又は取消し

以下のいずれか一つに該当する場合には、IAJapanの決定に基づき認定の一時停止又は取消しを行う。

- (1) 認定要求事項に適合しなくなった場合
- (2) 不正な手段により認定を受けた場合
- (3) 請求した報告がなされない又は虚偽の報告がなされた場合
- (4) 審査が拒まれ、妨げられ、又は忌避された場合
- (5) 審査に要する費用を負担しない場合
- (6) 8. の認定試験事業者の遵守事項が遵守されない場合

認定試験事業者は、認定の一時停止又は取消しを受けた場合には、直ちに一切の認定の引用及びILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用を停止又は禁止しなければならない。

附則

- 1. 本要求事項は、平成30年4月1日から適用する。
- 2. 既存の認定事業者が、ISO/IEC 17025:2005の審査基準の摘要を受ける場合は、「ASNITE試験事業者の一般要求事項」(TERP21) 第5版の適用を受けるものとする。

附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項

1. 目的・適用範囲

この附属書は、複数事業所をまとめて、1つの認定対象組織として認定を取得しようとする場合又は維持する場合の要求事項を規定する。

2. 用語

この附属書で用いる用語の定義は次のとおりとする。

2. 1 マルチサイト事業者：認定の対象となる試験事業を複数の事業所で分担して実施する事業者

参考：試験事業には、試験報告書の発行、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、試験の計画、試験の結果のレビュー、承認及び決定が含まれる。

例：ひとつの事業所でプラスチック中の重金属類の化学分析試験を実施し、それ以外の事業所でプラスチックの物性試験を実施する。

例：ひとつの事業所で機器分析を実施し、それ以外の事業所でサンプリングを実施する。

3. マルチサイト事業者認定の要求事項

3. 1 一般

3. 1. 1 申請単位は、1法人とすること。

3. 2 マネジメントシステム

3. 2. 1 全ての事業所において、ひとつのマネジメントシステムにより運用すること。

3. 2. 2 マネジメントシステム文書には、事業所毎の業務範囲、内容、要員（どの事業所で、誰が、何をするのか）を明確に規定すること。

なお、事業所間で相互に作用する活動（データやサンプルの受け渡し、機器や要員の移動等）が行われる場合は、その手順をマネジメントシステム文書に明確に規定すること。

3. 3 記録の管理

3. 3. 1 全ての記録は、ひとつのマネジメントシステムの下で、文書化された手順に従って管理すること。

3. 4 内部監査及びマネジメントレビュー

3. 4. 1 内部監査及びマネジメントレビューは、全ての事業所を対象に実施すること。

3. 5 試験結果の品質の保証

3. 5. 1 技能試験については、この文書の5. 5技能試験で定める要求事項に従うこと。

3. 6 結果の報告

3. 6. 1 試験報告書には、試験活動を行った全ての事業所とその所在地を記載すること。

3. 7 審査

3. 7. 1 試験事業を行っている全ての事業所で現地審査に係る訪問を受け入れること。

附属書2 仕様への適合性の評価に関する指針

1. 目的

試験が規定された仕様に対して実施され、顧客又は仕様が適合性を表明することを要求している場合、試験結果がその仕様に適合しているか否かを試験報告書に記述しなければならない。以下に、試験結果の不確かさが、適合性の表明に影響を与える幾つかのケースを示すので参考にされたい。

備考：本指針は、APLAC TC 004:2010を一部、抜粋したものである。

2. 仕様への適合性の審査及び報告

2. 1 ISO/IEC 17025:2017の7.8.6項との整合性から、この指針では試験が表記された仕様に従って実施され、顧客又は仕様が適合性の表記を要求する場合、試験結果が当該仕様への適合性の有無を示す表記を試験報告書に含めなければならない、ということを要求する。不確かさが適合性の表記に影響を与える可能性があるケースが幾つか存在するので、これらを以下に吟味する。
2. 2 最も単純なケースは、仕様が、試験結果が任意の信頼水準の不確かさにより展開される場合に、定義された仕様限界値を外れてはならない又は中に入ってはならない、と定めている場合である。このようなケース（附属書（参考）の図のケース1、5、6及び10）では、適合性（不適合性）の審査は、わかりやすいものとなるであろう。
2. 3 もっと頻繁にあるのは、仕様が校正証明書又は試験報告書に適合性の表記を要求しながら、適合性の審査に及ぼす不確かさの影響を考慮することに言及しないケースである。このようなケースでは、試験結果が仕様限界値内に入っているかどうかに基づき、不確かさを考慮することなく、ユーザが適合性を判定することが適切な場合がある。

例えば、ある棒の直径の測定結果が0.50 mmで、その棒の仕様限界値が0.45 mmから0.55 mmの間にある場合、ユーザは、その棒が測定の不確かさを考慮することなく要求事項を満たしていると結論付けてよい。

これは、合意された測定方法によって製品が試験された後で、仕様を満たさないかもしれないリスクの一部を、エンドユーザが負うことから、しばしば「共有されたリスク（shared risk）」と呼ばれる。この場合、合意された測定方法の不確かさは受入れ可能であるという絶対的な前提があり、かつ、必要な場合に不確かさを評価できることは重要である。国家の法規制は、共有されたリスクの原理を無効としたり、不確かさのリスクを一つの当事者に負わせることができる。

2. 4 顧客と試験所との間の契約、実施基準又は仕様により、適用する方法の正確さが十分であり、適合性を判定する場合に、不確かさは明示的に考慮する必要がないということを表記してもよい。共有されたリスク（shared risk：上述）に関する同様の検討事項は、このような状況下で適用する。
2. 5 基準、試験仕様、顧客の要求事項、契約、実施基準のいずれも存在しない場合、以下のアプローチを採用してよい。
 - (a) 信頼水準95%の拡張不確かさ区間の半分を延長しても、試験結果が仕様の限界値を超えなければ、仕様への適合を表明することができる（図のケース1及び6）。
 - (b) 試験結果を拡張不確かさ区間の半分を下方に延長しても、試験結果が仕様の上限を超えている場合、仕様への不適合を表明することができる（図のケース5）。
 - (c) 試験結果を拡張不確かさの区間の半分を上方に延長しても、試験結果が仕様の下限

に満たない場合、仕様への不適合を表明することができる（図のケース10）。

- (d) 一つの試験結果が、同じ製品単位からのサンプルで、より多く試験する可能性なしに、仕様限界に十分に接近しており、拡張不確かさ区間の半分が限界値と重なる場合、表明された信頼水準で適合や不適合を確認することは不可能である。試験結果及び拡張不確かさは、適合も不適合も実証できなかったことを示す表記とともに報告されるのが望ましい。これらの状況（図のケース2、4、7及び9）に適用される適切な表記は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は仕様の上（下）限に対して測定の不確かさの幅を満たしていない。したがって、信頼水準95%で適合／不適合を表記することはできない。しかし、95%未満の信頼水準が容認できるならば、適合／不適合の表記は可能かもしれない。』

法令が拒否又は承認に関する決定を要求するならば、図のケース2及び7の場合は（信頼水準95%未満の計算及び報告を用いて）仕様限界への適合を表記することができる。図のケース4及び9の場合は（信頼の水準95%未満の計算及び報告を用いて）仕様限界への不適合を表記することができる。

製品1単位から二つ以上のサンプルを試験できる場合、あるいは繰り返し試験ができる場合、再現試験や試験の繰り返しを実施することが望ましい。同一サンプル若しくは繰り返し試験でのすべての試験結果の平均値及びこの平均値に付随する新しい不確かさを推定した後、上記2.5(a)から(d)と同様の判断が行われるのが望ましい。

注記：2.5項の(a)から(d)までは、測定された値についての不確かさの分布曲線が平均値に対して対称であることの仮定に基づいている。ある場合には、これは正しくない、たとえば、測定された値に対する有意な補正が正しくなく、しかし不確かさの寄与が考えられる場合、あるいは傾斜分布を持つことが知られている支配的な不確かさの要素が他の不確かさの要素と結合されて、あたかも正規分布をしている場合である。これらの場合、測定値と測定の不確かさについてのより正確な計算により、一義的な結論を出すことができるだろう。

- (e) 試験結果がちょうど仕様限界上にあるならば、表明された信頼水準での適合や不適合を表記することはできない。試験結果及び拡張不確かさは、表明された信頼水準では適合も不適合も実証できなかったことを示す表記とともに報告するのが望ましい。これらの状況（図のケース3及び8）に適用される適切な表記は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は仕様限界値に等しい。したがって、どの信頼水準でも適合又は不適合を表記することはできない。』

法令が、信頼水準に拘わらず、適合又は不適合の形で評価に係る表記を要求するならば、2.3を考慮して、表記は仕様の定義に依存した次のようなものが考えられる。

- ・仕様限界が” $<$ ”又は” $>$ ”で定義され、試験結果が仕様限界値に等しいならば、不適合を表記することができる。
- ・仕様限界が” \leq ”又は” \geq ”で定義され、試験結果が仕様限界値に等しいならば、適合を表記することができる。

可能であれば、上記2.5(d)の最後の段落で説明されているように、試験や測定を繰り返すことが望ましい。

附属書2 別紙

図 (APLAC TC 004から抜粋)

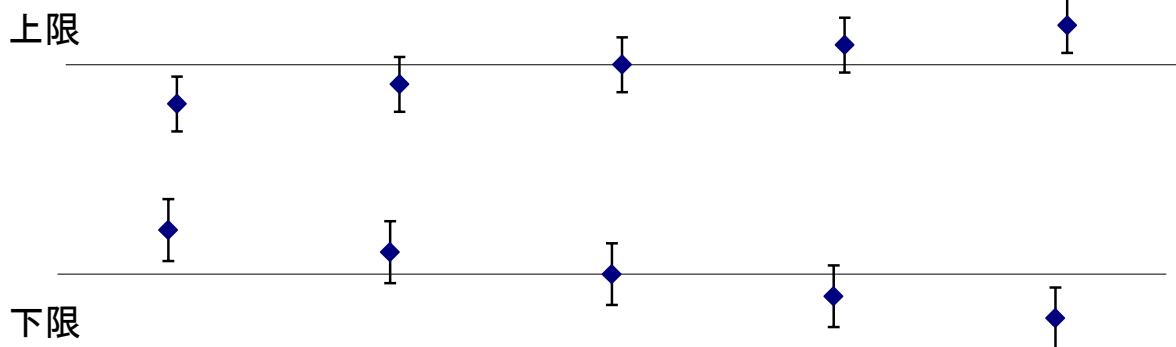
ケース1
不確かさ区間の半分を上伸ばしても、試験結果は上限以下である。したがって、製品は規格に適合している。

ケース2
試験結果は上限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって、適合は宣言できない。しかし、信頼の水準95%以下が容認できるなら、適合の宣言が可能かもしれない。

ケース3
試験結果は限界自体に乗っている。したがって、適合も不適合も宣言できない。しかし、信頼の水準95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 \leq 上限で定義されるなら、適合の宣言が可能かもしれない。規格限界が試験結果 $<$ 上限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース4
試験結果は上限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって、不適合は宣言できない。しかし、信頼の水準95%以下が容認できるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース5
不確かさ区間の半分を下伸ばしても、試験結果は上限を超えている。したがって、製品は規格に適合しない。



ケース6
不確かさ区間の半分を下伸ばしても、試験結果は下限以上である。したがって、製品は規格に適合している。

ケース7
試験結果は下限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって、適合は宣言できない。しかし、信頼の水準95%以下が容認できるなら、適合の宣言が可能かもしれない。

ケース8
試験結果は限界自体に乗っている。したがって、適合も不適合も宣言できない。しかし、信頼の水準95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 \geq 下限で定義されるなら、適合の宣言が可能かもしれない。規格限界が試験結果 $>$ 下限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース9
試験結果は下限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。したがって、不適合は宣言できない。しかし、信頼の水準95%以下が容認できるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース10
不確かさ区間の半分を上伸ばしても、試験結果は下限を超えている。したがって、製品は規格に適合しない。

附属書3 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合の特定要求事項

1. 目的・適用範囲

この附属書は、恒久的な試験施設以外の場所（現地又はレンタルラボ）で試験を実施する場合（以下「現地試験等」という。）の要求事項を規定する。

2. 用語

この附属書で用いる用語の定義は次のとおりとする。

2. 1 常設試験施設：認定試験事業者が常時使用する恒久的な試験施設
2. 2 常設試験機関：常設試験施設により業務を実施する機関
2. 3 レンタルラボ：一時使用契約、賃貸契約等に基づき一時的に利用する試験施設（本文4. 再掲示）
2. 4 現地試験等：常設試験施設がある敷地以外の場所で、現地試験要員により行われる試験。現地試験等の種類は次のとおりとする。
 - (a) 出張試験：顧客又は顧客が指定した者の施設内に現地試験要員を派遣して、実施する試験。
 - (b) 移動試験：移動式の施設内で実施する試験。
 - (c) レンタルラボでの試験：レンタルラボで実施する試験。
2. 5 試験所評価要員：現地試験等の実施前に施設、設備及び機器が要求事項を満たすことを確認する者。（技術管理要員、資格付与された申請試験事業者又は認定試験事業者の要員）
2. 6 現地試験要員：申請試験事業者又は認定試験事業者の要員であって、現地試験等を実施する者又は3. 3. 3の支援要員の監督を行う者。
2. 7 支援要員：顧客、顧客が指定した者又はレンタルラボの要員であって、現地試験要員の支援を行う者。
2. 8 支援サービス：現地試験等の試験実施のために支援要員が行う業務
2. 9 顧客：試験サービスを受ける人又は組織
2. 10 関係要員：現地試験要員及び支援要員など、現地試験等に関係する全ての要員

3. 現地試験等の要求事項

3. 1 一般
 3. 1. 1 ISO/IEC 17025の要求事項を満たすこと。
 3. 1. 2 現地試験等で用いる施設・設備が顧客や顧客が指定した者の所有である場合には、現地試験等の適切な運営に関し顧客と合意していること。この合意には、顧客及び顧客が指定した者の対象器物、支援要員及び設備の特定を含み、使用する施設、設備、機器及び支援要員が認定要求事項及び申請試験事業者・認定試験事業者が顧客等に要求する事項を満たすことを確実にすること。
 3. 1. 3 レンタルラボでの試験である場合は、ISO/IEC 17025の要求事項を満たしASNITE認定を取得・維持するために必要な便宜（顧客又は代理者の立ち会い試験、IAJapanが行う認定審査への協力を含む）が得られるようにレンタルラボの賃貸人と合意していること。
 3. 1. 4 レンタルラボでの試験である場合は、その試験の実施について顧客と合意していること。

3. 2 マネジメントシステム、組織

3. 2. 1 マネジメントシステム文書は、現地試験等の手順等について文書化していること。これは、適切な場合、次を含むこと。
 - (a) 現地試験等に必要な施設、設備及び機器並びに要求仕様等の条件
 - (b) 現地試験等に必要な施設、設備及び機器に対する校正方法
 - (c) 現地試験等の対象及び試験方法
 - (d) 現地試験等の運営における関係要員の責任・権限
 - (e) 現地試験等でのデータの入力又は収集、保管及び伝送手段（データの改ざん防止のための方策を含む）
3. 2. 2 マネジメントシステム文書の関連部分は現地試験等で現地試験要員が利用できること。
3. 2. 3 内部監査は、レンタルラボ、支援要員及びその支援サービスについてもその対象範囲とし、可能な場合、1サイクルの中で一件以上の現地試験等業務を対象としなければならない。品質システムの監査及び見直しは、常設試験機関に適用されるものと同様の手順で実施しなければならない。
3. 2. 4 内部監査の結果又は苦情を通じ、レンタルラボ、支援サービスに不適合が発見された場合は、申請試験事業者及び認定試験事業者の責任においてこの不適合を解決し、再発防止対策等を講じること。

3. 3 要員

3. 3. 1 試験所評価要員が適切に訓練され、現地試験等に必要な施設、設備及び機器の要求事項の確認を行う力量があることを確保する手順を持つこと。全ての試験所評価要員の力量の証拠が常に参照できること。
3. 3. 2 現地試験要員が適切に訓練され、特定の現地試験等を行う力量があることを確保する手順を持つこと。全ての現地試験要員の力量の証拠が常に参照できること。
3. 3. 3 現地試験等において支援要員が作業を行う場合、現地試験要員によって十分な監督が行われること。
3. 3. 4 原則として、支援要員は試験結果に影響を与えるような作業をしてはならない。ただし、試験設備の操作の特殊性等により、支援要員が試験結果に影響を与える作業をせざるを得ない場合は、事前にIAJapanと協議すること。

3. 4 環境

3. 4. 1 現地試験等に用いる設備及び機器等の性能に関する環境変化の影響をチェックする手順があること。必要な場合、現地試験要員は関連の環境パラメータを測定できること。
3. 4. 2 試験は、結果を無効にするような環境下で実施してはならない。

3. 5 施設、設備及び機器等

3. 5. 1 現地試験等で用いる施設、設備及び機器等の運転、維持の手順があること。このような施設、設備及び機器等に関係する文書は現地で現地試験要員及び支援要員が利用できること。
3. 5. 2 現地試験等のための設備、機器等を現地試験等の現場へ輸送した場合には、現地試験等現場においてそれらが正常に動作することを確保するための対策が取られること。現地試験等現場で測定に必要な全ての施設、設備及び機器等が利用できるかチェックするためにチェックリストが使われることを推奨する。

3. 5. 3 現地試験要員が顧客、顧客の指定した者又はレンタルラボの施設、設備及び機器等を利用する場合、それらは現地試験等に適した状態であることを確保すること。
 3. 5. 4 申請試験事業者及び認定試験事業者は現地試験等に必要な施設、設備及び機器の校正記録を入手し、その校正状態が要求事項を満たすことを確認すること。
 3. 5. 5 現地試験等で用いる施設、設備及び機器が顧客、顧客が指定した者又はレンタルラボの所有である場合、これらの施設、設備及び機器に不適合が発見された場合の処置と責任について顧客又はレンタルラボの賃貸人と事前に合意しておくこと。
 3. 5. 6 試験データの収録に現地試験等で用いる施設、設備及び機器が顧客、顧客が指定した者又はレンタルラボの所有である場合、設備付属のパーソナルコンピュータ、データロガー等から情報が漏洩しないよう、申請試験事業者及び認定試験事業者は機密保持に関する十分な対策を講じること。
3. 6 サービス（業務）の購買
 3. 6. 1 申請試験事業者及び認定試験事業者は、レンタルラボの支援要員が現地試験等に必要な施設、設備及び機器の取扱い及び操作について指導・訓練され、適切な能力を有することを確実にしなければならない。
 3. 6. 2 申請試験事業者及び認定試験事業者は、レンタルラボの支援サービス等が必要な場合、この支援サービスの提供について次の事項について事前に合意しておくこと。
 - (a) 支援サービスの内訳（例えば、支援要員の提供等）
 - (b) 支援サービスの期間
 - (c) 支援サービスの条件（例えば、有償/無償、支援要員の教育等）
 - (d) 支援サービスの機密保持、公正性に関する誓約
 - (e) 不適合が発見された場合の処置と責任
3. 7 試験の方法と手順
 3. 7. 1 現地試験等に用いる試験手順は、現地試験要員が試験を実施する現地で利用できること。
 3. 7. 2 現地試験施設で現地試験等に用いる環境測定機器等の補正に必要な参照データを最新に維持すること。
 3. 7. 3 申請試験事業者及び認定試験事業者は自身が実施する試験方法及び検証方法の妥当性を確認すること。この時には次のような事項を確認することが望ましい。
 - (a) 以前に行った現地試験等の試験結果との比較
 - (b) 恒久的試験施設で行った試験結果と現地試験等の試験結果との比較
 - (c) 現地試験等に必要な施設、設備及び機器の保有者による試験方法及び検証方法の確認
 3. 7. 4 測定の不確かさを評価する場合には、現地試験等に必要な施設の環境管理、設備及び機器の取扱い及び管理状況等のこれらの施設、設備及び機器特有の不確かさ要因も考慮されること。
3. 8 記録
 3. 8. 1 全ての得られた結果を記録・報告する手順があり、それらは申請試験事業者及び認定試験事業者により運営されているマネジメントシステムと連携していること。
 3. 8. 2 試験データ改ざん防止のためのデータ入力又は収集、保管、伝送時のアクセス制限や電子的に保存されている試験データのバックアップについて有効な方策を講

じること。

3. 9 試験証明書

試験証明書には、試験証明書の内容に関する通常の記載事項に加え、現場試験等を実施した試験の識別、実施場所を記載すること。

附属書4 認定番号及び付加情報

ILAC MRA組み合わせ認定シンボルに付す認定番号及び付加情報については以下のとおりとする。

1. 1 認定事業所ごとの認定番号

「ASNITE XXXX」は、認定事業所ごとの認定番号とする。「XXXX」は、「0001」から始まる4桁の数とし、「ASNITE」の記載と「XXXX」との記載の間は、半角文字以上のスペースを空けること。

1. 2 付加情報（認定された分野の識別記号）

「ASNITE XXXX ○○」の「○○」の部分は、認定シンボルの付加情報とする。付加情報は、認定されている適合性評価機関ごとに次のとおりとし、「ASNITE XXXX」の記載と「○○」の記載との間は、半角文字以上のスペースを空けること。

- (1) 校正事業者として認定されている場合には、「○○」は「C」とする。
- (2) 製品認証機関として認定されている場合には、「○○」は「P」とする。
- (3) 標準物質生産者として認定されている場合には、「○○」は「R」とする。
- (4) 試験事業者（ITセキュリティ試験事業者を含む。）として認定されている場合には、「○○」は「T」とする。

1. 3 複数の適合性評価機関として認定されている場合

1. 3. 1 認定された事業範囲の結果に関する報告書にILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付す場合

複数の適合性評価機関として認定されている場合であって、結果の報告書に複数の適合性評価の結果を記載する場合の記載例は次のとおりとする。ただし、複数の適合性評価機関として認定されている場合であっても、結果の報告書に単独の適合性評価の結果を記載する場合は、該当する結果の記号のみを記載する。

なお、記号の順番は、原則としてアルファベット順とする。

- (1) 校正事業者及び試験事業者として認定されていて、試験報告書の内容のみを報告書に記載する場合には、「○○」は「T」とする。
- (2) 校正事業者及び標準物質生産者として認定されていて、校正証明書及び標準物質の認証書の両方の内容を1通の報告書に記載する場合には、「○○」は「CR」とする。
- (3) 校正事業者及び標準物質生産者として認定されていて、標準物質の認証書の内容のみを報告書に記載する場合には、「○○」は「R」とする。

1. 3. 2 宣伝等においてILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用する場合

複数の適合性評価機関として認定されている認定試験事業者が、宣伝等においてILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用する場合には、認定された事業範囲に対応する付加情報の記号を、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルに付記すること（1. 3. 1 (1)、(3)及び(5)の例に準ずる。）。